

建築審査会について

1 建築審査会とは

建築審査会は、建築基準法に基づき設置され、同法に規定する同意、審査請求に対する裁決についての議決等を行います。

建築審査会は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の分野から任命された委員5人以上で組織されます。

2 古河市建築審査会

古河市建築審査会は、分野別に法律1人、経済1人、建築1人、都市計画2人、公衆衛生1人、行政1人の7人の委員で組織されています。委員の任期は2年です。

※古河市建築審査会の概要

設置の根拠法令	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第78条 古河市建築審査会条例
設 置 年 月 日	平成17年9月12日
主 な 審 議 内 容	1 建築基準法に規定する同意 2 審査請求に対する裁決についての議決 3 建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議
会議の開催予定	随時
委 員 の 任 期	令和9年11月15日まで（2年）
委員数（定数）	7人（7人）
委員の職及び氏名	会 長 古 屋 秀 樹（都市計画） 委 員 初 見 勝（経 済） 会長職務代理者 志 摩 憲 寿（都市計画） 委 員 尾 花 栄 子（行 政） 委 員 小野寺 信 次（法 律） 委 員 野 田 秀 平（公衆衛生） 委 員 堀 内 和 子（建 築）
問 合 せ 先 （ 事 務 局 ）	古河市役所 都市建設部 建築指導課 建築指導係 TEL 0280-76-1511（内線2152・2154・2155）